

第94期 定時株主総会招集ご通知

日時

2023年6月27日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

[郵送又はインターネットによる議決権行使期限]

2023年6月26日(月曜日)午後5時30分まで

場所

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室

決議事項

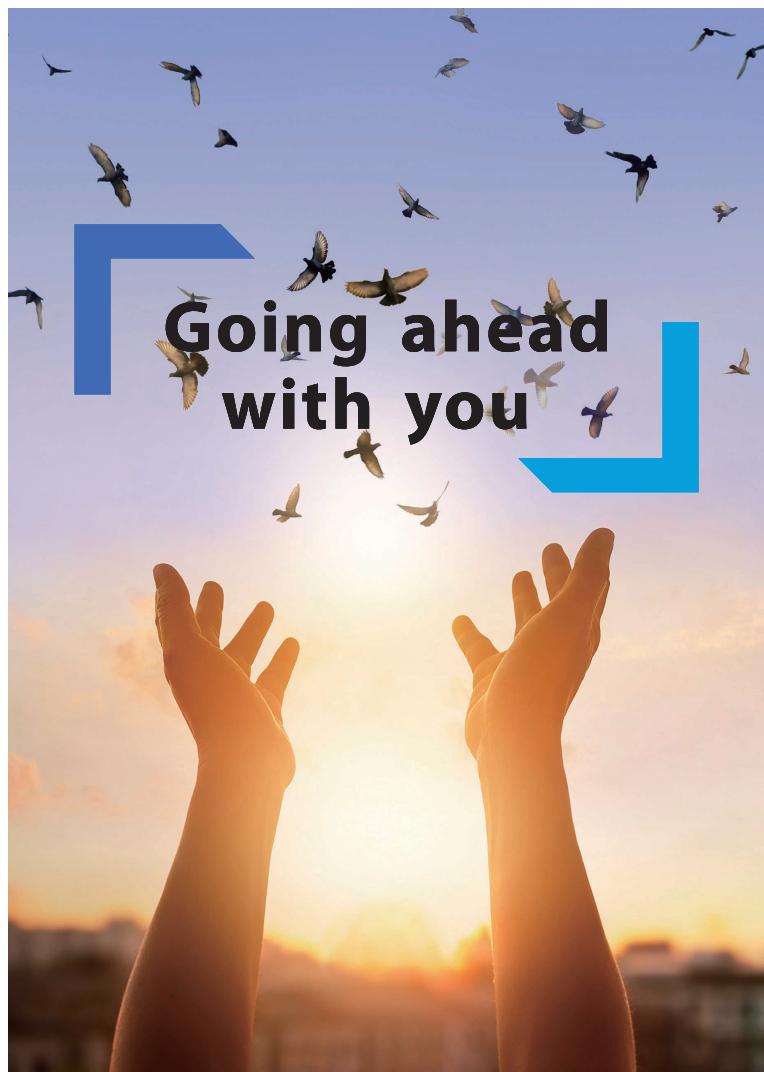
<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第5号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。また、株主総会後の株主懇談会を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



[証券コード 5186]
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

ニッタ株式会社

代表取締役社長 石切山 靖順

株 主 各 位

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nittagroup.com/jp/investment/library/to_shareholders/



また、インターネット上の以下のウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして当社名(ニッタ)又は証券コード(5186)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5186/teiiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

..... 記

- ① 日 時 2023年6月27日(火曜日)午前10時
- ② 場 所 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
- ③ 目的事項 報告事項
 - 1. 第94期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第94期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

..... 決議事項 <会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- <株主提案>
- 第5号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

株主提案(第5号議案)の議案の要領は、「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

その他本招集ご通知に関する事項

◎当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

ご案内

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の[議決権行使書用紙を会場受付にご提出](#)くださいますようお願い申し上げます。

株主様でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

当日ご出席されない場合



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、[2023年6月26日\(月曜日\)午後5時30分までに行使](#)いただきますようお願い申し上げます。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、[2023年6月26日\(月曜日\)午後5時30分までに到着](#)するようご返送くださいますようお願い申し上げます。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案については賛成、株主提案については反対としてお取り扱いいたします。

※インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案(取締役会からご提案させていただく議案)と株主提案(一部の株主様からご提案された議案)の決議を行います。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合					株主提案に賛成する場合	
議案	第1号議案	第2号議案 (下の欄に 記載あり)	第3号議案 (下の欄に 記載あり)	第4号議案	議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛
	否	否	否	否		否

第5号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこの議案に反対しております。詳細は18頁以降をご参照ください。

次頁のインターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、左記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

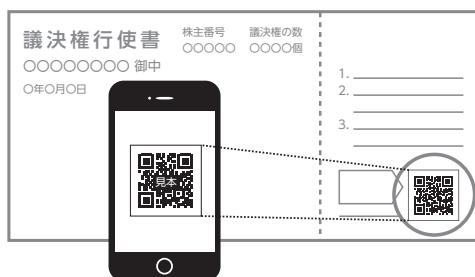
行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

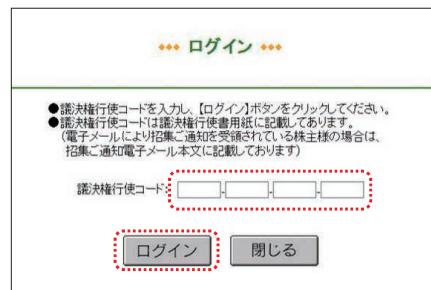
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使の操作方法に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使の操作方法に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031** [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを「基本方針」としております。

また、中長期経営計画『SHIFT2030』のフェーズ 1 (2022年3月期～2025年3月期)の期間における配当方針は、この基本方針を維持しつつ、「連結配当性向 30%を目安に、安定的かつ着実な配当を継続的に実施する」こととしております。

第94期期末配当につきましては、上記の方針に基づいて、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金60円

配当総額 1,686,999,000円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は、普通株式1株につき金110円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任	いしきりやま 石切山	やすのり 靖順	代表取締役社長兼社長執行役員 指名・報酬委員会委員
2	再任	こばやし 小林	たけし 武史	代表取締役兼専務執行役員 コーポレートセンター管掌 指名・報酬委員会委員
3	再任	はぎわら 萩原	とよひろ 豊浩	取締役兼執行役員 関連会社担当 ゲイツ・ユニッタ・アジア(株)代表取締役副社長
4	再任	きたむら 北村	せいいち 精一	取締役兼執行役員 工業資材事業部長
5	新任	いずみ 泉	あつし 敦	執行役員 ニッタ・ムアール事業部長
6	新任	かけがみ 懸上	こういち 耕一	コーポレートセンター 経営管理グループ 上席部長
7	再任	とよしま 豊島	ひろえ ひろ江	社外 独立役員 取締役 指名・報酬委員会委員 中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員)
8	再任	いけだ 池田	たけひさ 剛久	社外 独立役員 取締役 指名・報酬委員会委員
9	新任	おの 小野	ともゆき 友之	社外 独立役員 公認会計士 小野公認会計士事務所所長

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立役員 東京証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号

1

い し き り や ま や す の り
石切山 靖順

再 任

(1956年6月8日生)



所有する当社の株式の数

18,097株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
- 2013年 4月 当社工業資材事業部副事業部長
- 2015年 6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
- 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員工業資材事業部長
- 2019年12月 当社代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員(現任)

取締役候補者とした理由

石切山靖順氏は、ベルト・ゴム製品部門において「モノづくり」の核である製品開発及び品質管理業務に長年携わり、海外子会社での勤務経験も有しています。2019年12月より代表取締役社長に就任し、中長期経営計画「SHIFT2030」の策定をリードするとともに現在その実行に取り組んでいます。取締役会は、同氏の知見や経験を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 石切山靖順氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

こ ば や し た け し
小林 武史

再 任

(1954年12月30日生)



所有する当社の株式の数

15,832株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 3月 当社入社
- 2017年 6月 当社取締役兼執行役員総務CSR、経営管理、人事担当
- 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員総務CSR、経営管理、人事担当
- 2019年12月 当社取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理管掌、人事担当
- 2020年 3月 当社代表取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理管掌、人事担当、指名・報酬委員会委員
- 2021年 4月 当社代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター管掌、指名・報酬委員会委員(現任)

取締役候補者とした理由

小林武史氏は、長年に亘り当社管理部門において企画・会計・人事業務に従事し、企業経営及び会計に関する高次の知見と経験を有しています。2020年3月より代表取締役に就任し専門的知見と豊富な経験を生かし、取締役会において経営上の重要事項について提言を行うとともに執行の監督を行っています。取締役会は同氏の知見や経験を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 小林武史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

はぎわら とよひろ
萩原 豊浩

再任

(1961年1月16日生)



所有する当社の株式の数

7,511株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2014年7月 当社工業資材事業部グローバルマーケティング部長
- 2018年6月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
- 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部長
- 2020年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
- 2021年4月 当社取締役兼執行役員関連会社担当(現任)
- 2021年6月 ゲイツ・ユニッタ・アジア株式会社代表取締役副社長(現任)

取締役候補者とした理由

萩原豊浩氏は、国内外での顧客開拓や海外子会社の経営に従事するなど、当社グループのグローバル展開に寄与し、国際的なビジネスの知見と経験を積み重ねてきました。2020年6月には取締役兼工業資材事業部長に就任。2021年6月からは収益面で貢献の大きい関連会社担当役員を務めています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 萩原豊浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

きたむら せい い ち
北村 精一

再任

(1962年1月11日生)



所有する当社の株式の数

6,529株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 当社入社
- 2012年4月 当社営業本部開発営業グループ部長
- 2014年7月 当社工業資材事業部ベルト事業グループ技術部長
- 2019年4月 当社工業資材事業部ベルト事業グループ技術部上席部長
- 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
- 2021年4月 当社執行役員工業資材事業部長
- 2021年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長(現任)

取締役候補者とした理由

北村精一氏は、ベルト・ゴム製品部門の製品開発及び生産管理業務に従事し、同部門製品に関する高度な知見と経験を有しており、また、米国子会社の経営に従事、更には営業に従事した経験も有しています。2021年6月には取締役兼工業資材事業部長に就任し、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 北村精一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

いずみ

泉

あつし

敦

新任

(1963年2月17日)



所有する当社の株式の数

4,302株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 当社入社
- 2011年4月 当社ニッタ・ムアー事業部技術部長
- 2019年4月 当社ニッタ・ムアー事業部技術部上席部長
- 2021年4月 当社執行役員ニッタ・ムアー事業部長(現任)

取締役候補者とした理由

泉敦氏は、ホース・チューブ製品部門の製品開発や生産技術の開発に長年携わり、同部門製品に関する高度な知見と経験を有しており、また、海外子会社現地トップとして経営に従事した経験も有しています。2021年4月には、執行役員兼同部門事業部長に就任し、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしてきました。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、この度、取締役候補者となりました。

(注) 泉敦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

かけがみ

懸上

こういち

耕一

新任

(1964年2月2日)



所有する当社の株式の数

1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行
- 2007年4月 当社入社
- 2013年4月 当社経営管理グループ部長
- 2021年4月 当社経営管理グループ上席部長(現任)

取締役候補者とした理由

懸上耕一氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の財務・経理面などをサポートしてきました。当社入社後は、法務、リスク管理や当社グループ全般に亘る経営管理、財務・経理、IRなど多様な分野で知見と経験を積み重ねてきました。更に、子会社役員を兼務し経営にも携わってきました。取締役会は、同氏の知見と経験を当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、この度、取締役候補者となりました。

(注) 懸上耕一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号
7

とよしま え
豊島 ひろ江

再任 社外 独立役員
(1967年9月28日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 弁護士登録(司法修習第50期)
- 1998年4月 中本総合法律事務所勤務
- 2005年11月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年4月 中本総合法律事務所パートナー就任(現任)
- 2015年10月 株式会社サンエス社外取締役就任(~2018年3月)
- 2020年6月 当社取締役、指名・報酬委員会委員(現任)
- 2020年6月 日東富士製粉株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

所有する当社の株式の数

なし

社外取締役在任期間

3年

2022年度 取締役会等出席状況

取締役会 14回/14回中
指名・報酬委員会 5回/5回中
S.C.R.委員会^(*) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。(旧CSR推進・リスク管理委員会としての開催分を含みます。)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

豊島ひろ江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、企業法務及び国際取引契約に関する専門的な知見を有し、2020年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、今後も引き続き社外取締役として当社の経営について適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与いただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 豊島ひろ江氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、豊島ひろ江氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号
8

い け だ た け ひ さ
池田 剛久

再任 社外 独立役員
(1958年 11月12日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行
- 2011年 4月 同行 執行役員本店営業第六部長
- 2013年 4月 同行 常務執行役員
名古屋営業本部名古屋営業部担当兼名古屋法人営業本部長
- 2015年 4月 同行 常務執行役員
法人部門副責任役員(東日本担当)
- 2016年 5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社専務執行役員
- 2016年 6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
- 2017年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員(～2020年5月)
兼 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
- 2020年 6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役専務執行役員(～2022年6月)
- 2021年 6月 当社取締役、指名・報酬委員会委員(現任)

所有する当社の株式の数

なし

社外取締役在任期間

2年

2022年度 取締役会等
出席状況

取締役会 14回/14回中
指名・報酬委員会 5回/5回中
S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。(旧CSR推進・リスク管理委員会としての開催分を含みます。)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池田剛久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の事業戦略の策定・展開を企業財務の面からサポートしてこられました。また、近年は同金融機関の執行役員として経営の執行にあたり、その後、大手リース会社の取締役として経営に携わってこられました。取締役会は、同氏が豊富な経験と企業財務に関する専門的な知見を有していること、また、2021年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2022年6月まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めており、当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。当社は、現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1.池田剛久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、池田剛久氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号
9

おのともゆき
小野 友之

新任 社外 独立役員
(1960年 2月17日生)



所有する当社の株式の数

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 住友化学工業株式会社(現 住友化学株式会社)入社
- 1989年 10月 英和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所
- 1993年 3月 公認会計士登録
- 1998年 8月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所
- 2007年 6月 同監査法人パートナー 就任(～2022年 6月)
- 2021年 5月 同監査法人社員会議長 就任(～2022年 5月)
- 2022年 7月 小野公認会計士事務所所長(現任)
- 2023年 6月 ローム株式会社社外取締役(監査等委員)(予定)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小野友之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、大手企業での実務経験及び公認会計士として国内大手企業の監査を長年に亘り担当するなど、専門的な知識と豊富な経験を有しています。同氏は会社役員として企業経営に参与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、社外取締役として当社グループの経営について適切な監督を行い、企業価値向上に寄与いただけると判断したため、この度、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていると判断しており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

(注) 1.小野友之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、小野友之氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(注) 株主総会参考書類に掲載の情報は、2023年5月19日現在での公表情報によります。

(ご参考)

当社取締役候補者及び執行役員の専門性と経験 (スキルマトリックス)

・取締役候補者の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	専門性と経験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
1	石切山 靖 順	●	●		●		
2	小 林 武 史	●				●	●
3	萩 原 豊 浩	●	●	●			
4	北 村 精 一	●	●	●	●		
5	泉 敦	●	●		●		
6	懸 上 耕 一	●		●		●	●
7	豊 島 ひろ江	●	●			●	
8	池 田 剛 久	●		●			●
9	小 野 友 之	●				●	●

・当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会終結後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

役 位	氏 名	専門性と経験					
執行役員	吉田 隆彦	●	●		●		
執行役員	鈴木 弘樹	●	●	●			
執行役員	木下 一成	●				●	●
執行役員	濱田 雄二	●		●		●	
執行役員	石塚 隆文	●			●	●	
執行役員	平田 圭司	●		●	●		

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役藤田浩治氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役赤井順一氏及び手島恒明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、福若克博氏は藤田浩治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時(2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時)までとなります。

また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号
 1 あか い じゅん い ち
赤井 順一 再 任
 (1961年4月3日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2015年 4月 当社ニッタ・ムアー事業部企画管理部長
 2018年 4月 当社ニッタ・ムアー事業部企画管理部上席部長
 2019年 6月 当社執行役員ニッタ・ムアー事業部副事業部長
 2021年 6月 当社監査役(現任)

監査役候補者とした理由

赤井順一氏は、2021年6月に監査役に就任し、当社事業部門における営業、基幹業務システムの開発業務、生産管理業務、海外子会社での取締役経験などの豊富な経験と知識を活かして、当社の監査業務の充実に努めてきました。当社監査業務のより一層の充実のために引き続き監査役とすることが望ましいと判断したため、監査役候補者いたしました。

(注) 赤井順一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数

4,099株

候補者番号
2

ふくわか かつひろ
福若 克博

新任

(1963年6月21日生)



所有する当社の株式の数

—2,500株—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 コンドーテック株式会社入社
- 1992年 5月 当社入社
- 2016年 7月 当社購買グループ部長
- 2021年 4月 当社購買グループ上席部長(現任)

監査役候補者とした理由

福若克博氏は、当社事業部門において製品及び経理関係の知識を、また、コーポレート部門では原材料の購買業務やサプライチェーンの管理及び支援をはじめとする豊富な知識と業務経験を積み重ねてきました。取締役会は、同氏の豊富な業務知識と業務経験を当社グループの監査に活かすことができると判断したため、この度、同氏を監査役候補者といたしました。

(注) 福若克博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号
3

おおがみ てつあき
大神 哲明

新任 社外 独立役員
(1966年2月17日生)



所有する当社の株式の数
なし

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 日本生命保険相互会社入社
- 2018年 3月 同社執行役員関連事業統括部長兼総合企画部審議役
- 2019年 7月 同社取締役執行役員お客様サービス本部副本部長
- 2021年 3月 同社取締役(～2021年7月)
- 2021年 6月 星光ビル管理株式会社代表取締役副社長(現任)
- 2023年 4月 株式会社ニッセイ・ニュークリエーション代表取締役社長(現任)

社外監査役候補者とした理由

大神哲明氏は、企業経営及び管理に関する幅広い知識と豊富な経験を有しており、それらを当社グループの監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は2021年7月まで日本生命保険相互会社の取締役でしたが、現在は同社の業務執行者ではありません。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではありません。このため、当社は同氏が株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていると判断しており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

(注) 1.大神哲明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、大神哲明氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額となります。

監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

にしむら さとこ
西村 智子
 (1967年1月14日生)

補欠の社外監査役



所有する当社の株式の数

なし

略歴及び重要な兼職の状況

- 1989年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
- 1993年 8月 公認会計士登録
- 2001年 3月 西村智子公認会計士事務所所長(現任)
- 2002年10月 税理士登録
西村智子税理士事務所所長(現任)
- 2023年 2月 象印マホービン株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
- 2023年 6月 株式会社リニカル社外取締役(予定)

補欠の社外監査役候補者とした理由

西村智子氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な経験を有しており、それらを当社グループの監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 西村智子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村智子氏が、社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。西村智子氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案は、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

<株主提案>

第5号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 <u>2 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1(その他の市場の上場会社においては2名)以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は3名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業を取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名・報酬委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についてもこのプロセスを踏んで選定しております。

当社では、取締役会全体として求められるスキル、知識、経験を十分に備え、かつ多様性を確保したメンバー構成となるように、取締役会の構成員が備えるべきスキルを特定し、その認定基準を設定しています。また、指名・報酬委員会では、コーポレートガバナンス・コード並びにサクセッションプラン及びスキル認定基準を踏まえて、当社業務に精通した社内人材と専門性の高いスキル・経験を保有する社外人材とをバランスよく取締役候補として選定し、取締役会に対して助言・提言しております。

また、2022年6月の当社株主総会では、各取締役の選任議案につきまして、95%以上の高い賛成率でご承認を頂いており、当社の取締役会構成は多くの株主の皆様からのご支持を頂いているものと認識しております。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役の構成は、9名中3名が独立社外取締役です。これは独立性を有する社外取締役を少なくとも3分の1以上とするプライム市場上場会社に求められるコーポレートガバナンス・コード上の要件を満たしております。また、独立社外取締役3名の属性は企業経営者、弁護士、公認会計士と高度な専門性と様々な経験を有しコーポレートガバナンスにも知見の深い人材で構成しており、うち1名は女性です。

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は十分な独立性が保たれているとともに、当社グループ理念と中長期経営計画「SHIFT2030」の達成に向けた経営の執行及び監督のために最適な構成であること、また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制となっていることを確認及び判断しております。また、当社はこのことが、株主の皆様の利益に繋がるものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性もあると考えます。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や、世界的な金融引き締めなどの影響で景気に下振れが見られ、また、原油をはじめとする資源・エネルギー価格の高騰が継続するなど、景気減速の懸念が高まる状況となりました。国内経済は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限緩和により、社会経済活動は正常化へと向かいましたが、資源・エネルギー価格の高騰や、物価の上昇による消費の下振れ懸念や、堅調であった半導体需要の減少など、先行きの不透明感を払拭できない状況が続きました。

当社グループ製品の主要需要業界におきましては、これまで堅調に推移してきた半導体業界向けや物流業界向けは、設備投資の抑制などにより年度後半にかけて減速しました。一方、半導体不足等の影響を受け低調に推移していた自動車業界向けは、年度後半にかけ回復傾向となりました。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度比42億6千5百万円増(5.1%増)の880億円となりました。

損益面では、原材料価格やエネルギー価格及び物流コストなどの上昇、また、コロナ禍からの営業活動再開に伴う販管費増加の影響もあり、営業利益は49億8千9百万円と前連結会計年度比3億4千7百万円の減益(6.5%減)となりました。

また、経常利益は、持分法適用会社の主要需要業界である半導体業界向けが概ね堅調に推移した反面、自動車業界向けが低調であったため、持分法による投資利益は減少しましたが、円安の影響で為替差益が増加した結果、129億円と前連結会計年度比2億9千2百万円の減益(2.2%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、108億5千3百万円と前連結会計年度比3億6千4百万円の増益(3.5%増)となりました。

売上高



営業利益



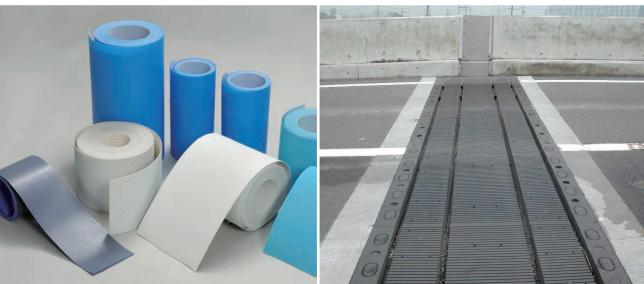
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



ベルト・ゴム製品事業



売上高

286 億円

前年度比増減

10.4%



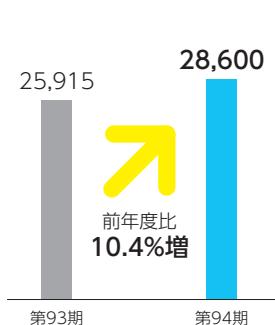
売上高構成比
32.5%

●主な事業内容

ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、通信機器、電子機器、センサ製品、感温性粘着テープ

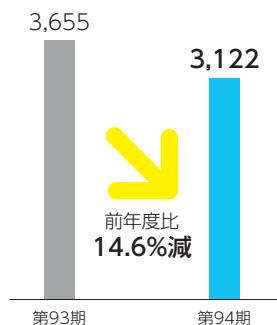
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)

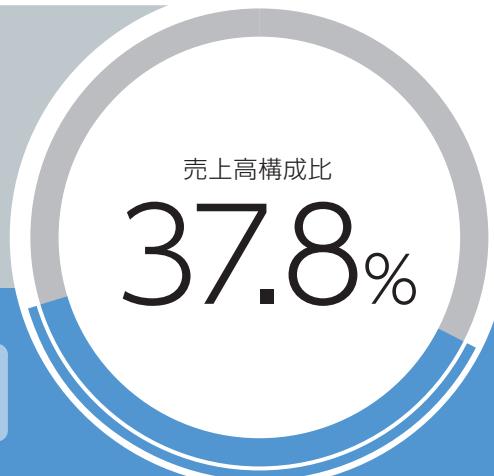


国内では、物流業界向けは概ね堅調でしたが年度後半にかけて減速傾向となりました。電子部品業界向けの感温性粘着テープが低調でした。

海外では、繊維業界向け等のベルト製品が堅調でした。

以上の結果、売上高は286億円と前連結会計年度比26億8千4百万円の増加(10.4%増)となりました。セグメント利益は、31億2千2百万円と前連結会計年度比5億3千2百万円の減少(14.6%減)となりました。

ホース・チューブ製品事業



売上高

332億5千1百万円

前年度比増減

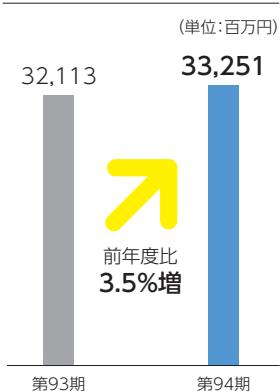
3.5%



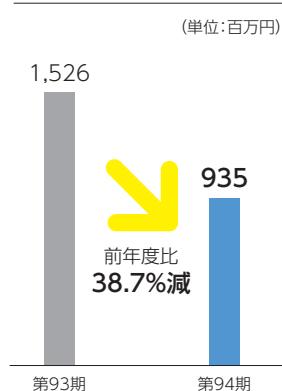
●主な事業内容

樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品

売上高



セグメント利益



国内では、半導体製造装置向けや建設機械向け製品が堅調に推移しました。自動車業界向け製品は半導体不足による生産調整等の影響を受けておりましたが、年度後半にかけ回復傾向となりました。海外では、アジア圏で建設機械向けホース製品が低調でしたが、EV車製造ライン向けのメカトロ製品や半導体製造装置向けチューブ製品が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は332億5千1百万円と前連結会計年度比11億3千8百万円の増加(3.5%増)となりました。セグメント利益は、9億3千5百万円と前連結会計年度比5億9千万円の減少(38.7%減)となりました。

化工品事業



売上高

115億9千7百万円 前年度比増減 4.6%

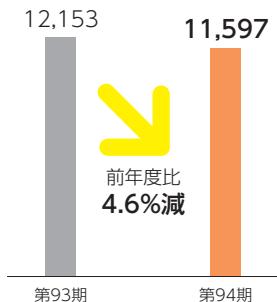


●主な事業内容

高性能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品

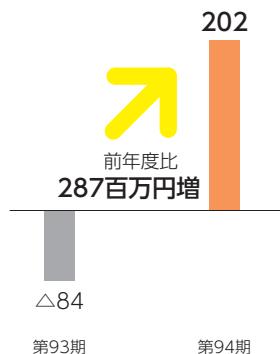
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



国内では、鉄道向けゴム製品が堅調に推移しましたが、土木業界向けの遮水製品等が低調でした。海外では、OA機器向けエラストマー製品や鉄道向けゴム製品が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は115億9千7百万円と前連結会計年度比5億5千6百万円の減少(4.6%減)となりました。セグメント利益は、2億2百万円と前連結会計年度比2億8千7百万円の増加となりました。

その他産業用製品事業



売上高

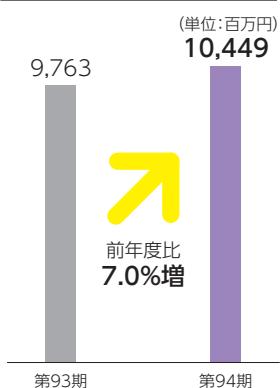
104億4千9百万円

前年度比増減 7.0%

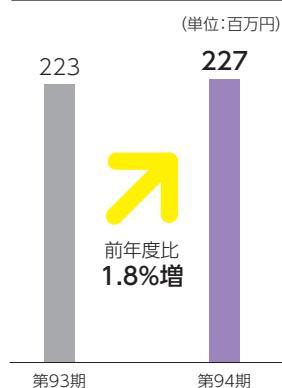
●主な事業内容

空調製品、医療用ゴム・プラスチック製品

売上高



セグメント利益



空調製品は、半導体や電子部品、製薬業界等のクリーンルーム向けフィルタ製品や測定器の需要が堅調でした。

以上の結果、売上高は104億4千9百万円と前連結会計年度比6億8千6百万円の増加(7.0%増)となりました。セグメント利益は、2億2千7百万円と前連結会計年度比4百万円の増加(1.8%増)となりました。

不動産事業

コロナ禍で減少していたテナント収入の回復などにより、売上高は8億3千7百万円と前連結会計年度比2千6百万円の増加(3.3%増)となりました。セグメント利益は、1億8千3百万円と前連結会計年度比4千万円の減少(18.0%減)となりました。



売上高 **8**億3千7百万円 前年度比増減 **3.3%** ↑ ●主な事業内容 土地及び建物の賃貸

経営指導事業

経営指導の対象となる関連会社の業績が好調に推移した結果、売上高は19億6千8百万円と前連結会計年度比3億2千3百万円の増加(19.6%増)となり、セグメント利益は、17億2千5百万円と前連結会計年度比2億6千7百万円の増加(18.4%増)となりました。



売上高 **19**億6千8百万円 前年度比増減 **19.6%** ↑ ●主な事業内容 関係会社に対する経営指導

その他

自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業で構成されるその他の事業の売上高は12億9千5百万円と前連結会計年度比3千6百万円の減少(2.8%減)となりましたが、セグメント利益は、1億5千8百万円と前連結会計年度比4千1百万円の増加(35.1%増)となりました。



売上高 **12**億9千5百万円 前年度比増減 **2.8%** ↓ ●主な事業内容 自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は40億6千8百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

千葉物流・加工センター 建築工事

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社

奈良工場 第8工場棟新築工事

奈良工場 カーボンナノチューブ(CNT)複合材料(NamdTM)生産設備

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものではありません。

(4) 対処すべき課題

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、資源・エネルギー価格の高騰や物価の上昇、各国の金融引き締めによる世界的な景気後退懸念など、先行き不透明な状況が継続しております。当社を取り巻く環境は、半導体不足の解消による自動車業界向けの需要回復が期待されるものの、設備投資の抑制により、半導体業界や電子部品業界向けあるいは物流業界向け製品の需要減少も懸念されます。また、更なる原材料やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇などによる業績の下振れも懸念されます。

このような環境下ではありますが、当社グループは中長期経営計画『SHIFT2030』の3年目として、目標の達成に向けてチャレンジしていきます。

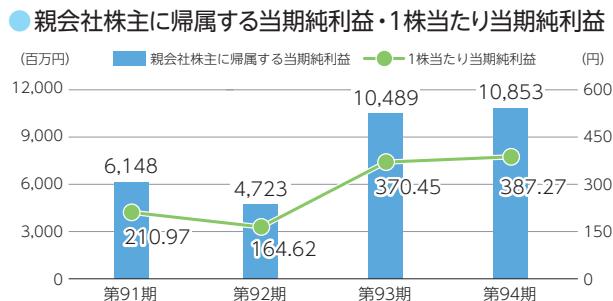
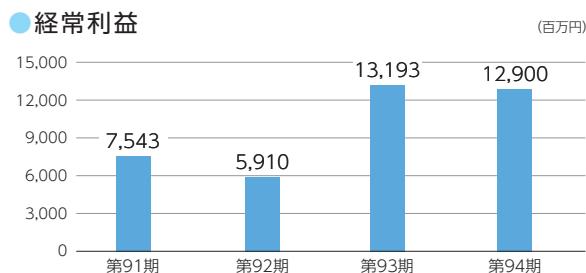
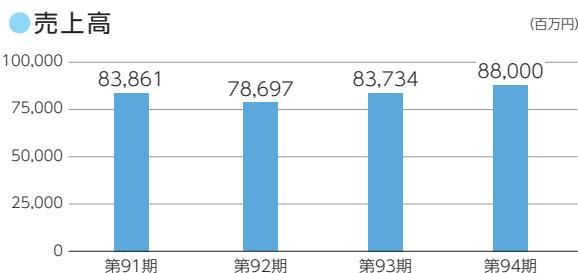
次期の連結業績予想につきましては、売上高は890億円(前連結会計年度比1.1%増)、営業利益は50億円(前連結会計年度比0.2%増)、経常利益は120億円(前連結会計年度比7.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は100億円(前連結会計年度比7.9%減)を予定しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年3月期 第91期	2021年3月期 第92期	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期 (当連結会計年度)
売上高	83,861百万円	78,697百万円	83,734百万円	88,000百万円
経常利益	7,543百万円	5,910百万円	13,193百万円	12,900百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,148百万円	4,723百万円	10,489百万円	10,853百万円
1株当たり当期純利益	210.97円	164.62円	370.45円	387.27円
総資産	129,922百万円	134,646百万円	147,450百万円	158,385百万円
純資産	105,387百万円	108,639百万円	119,214百万円	129,450百万円

(注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、第92期において、従業員持株会信託型ESOPを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しており、第93期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ニッタ化工品株式会社	90百万円	100.0%	工業用ゴム製品及び樹脂製品の製造・販売
株式会社パワーテクノ	50百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタテクノソリューションズ株式会社	20百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタエアソリューションズ株式会社	30百万円	100.0%	空気清浄製品の販売
浪華ゴム工業株式会社	45百万円	100.0%	医療用ゴム・プラスチック製品の製造・販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11百万US\$	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	13百万US\$	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	450百万WON	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技(常州)有限公司	67百万人民币	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

② 企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な9社を含め、連結対象子会社32社、持分法適用関連会社11社で構成されております。

当期の連結売上高は、880億円(前連結会計年度は837億3千4百万円)となりました。

また、連結経常利益は、129億円(前年度比2.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、108億5千3百万円(前年度比3.5%増)となりました。

③ 技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、ドイツのトランスノルムシステム社及び米国のテクスキャン社等であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、通信機器、電子機器、センサ製品、感温性粘着テープ
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
化工品事業	高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品
その他産業用製品事業	空調製品、医療用ゴム・プラスチック製品
不動産事業	土地及び建物の賃貸
経営指導事業	関係会社に対する経営指導
その他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社	大阪府大阪市浪速区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
北陸営業所	石川県金沢市
奈良工場	奈良県大和郡山田市
高知工場	高知県香美市

名 称	所 在 地
東京支店	東京都中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
名張工場	三重県名張市
北海道事業所	北海道中川郡幕別町

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
ニッタ化工品株式会社	大阪府大阪市浪速区
ニッタテクノソリューションズ株式会社	兵庫県神戸市長田区
浪華ゴム工業株式会社	奈良県大和高田市
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	メキシコサンルイスポトシ州
ニッタムアー科技(常州)有限公司	中華人民共和国江蘇省

名 称	所 在 地
株式会社パワーテクノ	東京都葛飾区
ニッタエアソリューションズ株式会社	東京都中央区
ニッタコーポレーションオブアメリカ	米 国 ジョージア州
韓国ニッタムアー株式会社	大韓民国 慶尚北道龜尾市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,976名	5名増

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減
1,072名	1名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	540百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

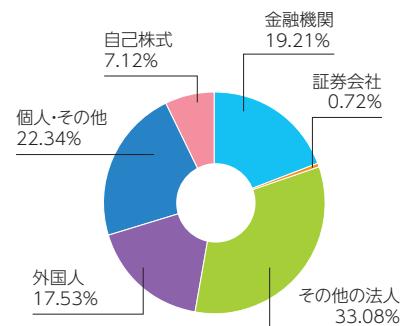
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 30,272,503株
 (3) 株主数 6,344名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,087	10.98
新田ゴム工業株式会社	2,842	10.10
アイビーピー株式会社	2,301	8.18
合同会社オンガホールディングス	1,430	5.08
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,310	4.66
ニッタ取引先持株会	1,038	3.69
ニッタ共栄会	694	2.47
新田 忠	498	1.77
ニッタ従業員持株会	434	1.54
日本ゼオン株式会社	424	1.51

ご参考 所有者別株式分布状況



- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式2,155,853株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、従業員持株会信託型ESOPの信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式267,900株を含んでおりません。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「4. 会社役員に関する事項」(2)④に記載のとおりです。

取締役、執行役員に交付した株式の区分別合計

役職	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	13,823株	6
執行役員(兼務取締役を除く。)	11,824株	8

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石切山 靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員	
小 林 武 史	代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター管掌、指名・報酬委員会委員	
島 田 晴 示	取締役兼常務執行役員 ニッタ・ムアー事業部、テクニカルセンター兼TNSセンター管掌	
萩 原 豊 浩	取締役兼執行役員関連会社担当	ドイツ・ユニッタ・アジア(株) 代表取締役副社長
北 村 精 一	取締役兼執行役員工業資材事業部長	
篠 田 重 喜	取締役兼常務執行役員 コーポレートセンター長兼購買担当	
中 尾 正 孝	取締役、指名・報酬委員会委員長	公認会計士中尾正孝事務所 所長 オカダアイオン(株)社外監査役
豊 島 ひろ江	取締役、指名・報酬委員会委員	中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役(監査等委員)
池 田 剛 久	取締役、指名・報酬委員会委員	
藤 田 浩 治	常勤監査役	
赤 井 順 一	常勤監査役	
手 島 恒 明	監査役	(株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長 京成電鉄(株)社外監査役
松 浦 一 悦	監査役	松山大学経済学部 教授 日本EU学会 理事

- (注) 1. 取締役 中尾正孝、豊島ひろ江及び池田剛久の3名は、社外取締役であります。なお、3名は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 手島恒明及び松浦一悦の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 中尾正孝氏が所長を務める公認会計士中尾正孝事務所及び社外監査役を務めるオカダアイオン株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
4. 取締役 豊島ひろ江氏がパートナーを務める中本総合法律事務所及び社外取締役を務める日東富士製粉株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

5. 取締役 池田剛久氏は2022年6月24日まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めておりました。当社は当社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
6. 監査役 手島恒明氏が代表取締役社長を務める株式会社ニッセイ基礎研究所及び社外監査役を務める京成電鉄株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
7. 監査役 松浦一悦氏が2014年11月30日まで常務理事を務めていた学校法人松山大学に当社は奨学支援・教育施設整備等の目的で寄付を行っておりますが、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また、同氏は現在同大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はありません。また、松浦一悦氏が理事を務める日本EU学会と当社との間に記載すべき関係はありません。
8. 監査役 松浦一悦氏は、事業年度末日後の2023年4月1日付で松山大学大学院経済学研究科長に就任しております。
9. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 2022年6月24日開催の第93期定時株主総会において、篠田重喜氏が取締役新たに選任され、また、松浦一悦氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 - (2) 取締役 吉田隆彦氏は2022年6月24日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 - (3) 監査役 森本三義氏は2022年6月24日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
 - (4) 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		異動年月日
	変更前	変更後	
島田 晴示	取締役兼常務執行役員 ニッタ・ムアー事業部兼テクニカルセンター管掌	取締役兼常務執行役員 ニッタ・ムアー事業部、テクニカルセンター兼 TNSセンター管掌	2022年6月24日

10. 当社は、2018年12月に、指名・報酬委員会を設置しております。

11. 当社は、執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在の執行役員は上表6名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	
吉田 隆彦	執行役員	新規事業開発担当
鈴木 弘樹	執行役員	クリーンエンジニアリング事業部長兼製造部長
木下 一成	執行役員	総務CSR、経営管理担当(東京駐在)
濱田 雄二	執行役員	人事担当
石塚 隆文	執行役員	奈良工場長、TNSセンター長兼安全環境品質担当
泉 敦	執行役員	ニッタ・ムアー事業部長
磯田 修一	執行役員	経営戦略室長兼デジタル統括推進担当
平田 圭司	執行役員	テクニカルセンター長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	217 (20)	146 (20)	31 (-)	39 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	48 (13)	48 (13)	- (-)	- (-)	5 (3)

(注) 期末現在役員は、取締役9名、監査役4名ですが、支給人員及び支給額には、当期中に退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。また、譲渡制限付株式報酬については、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において年額100百万円以内、株式数の上限を年50千株以内(社外取締役は付与対象外)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第65期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 業績連動報酬(短期業績連動報酬)に関する事項

業績連動報酬は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、各事業年度終了後に、各事業年度の「全社業績評価」及び「各役員の個人業績評価」に応じて支払われる金銭報酬です。原則として毎年6月に年間報酬総額を決定し、これを12で除した金額が毎月金銭で支払われます。

「全社業績評価」は、定量評価で判断するものとし、その評価指標には、中長期的な成長を目指すための年度決算の主要な指標である連結売上高及び連結営業利益額、並びに、企業価値向上を目指す指標である連結営業利益率を採用しています。

「各役員の個人業績評価」については、業績とマネジメントの双方を評価するために定量評価と中長期経営計画の実行計画に基づいた定性目標の達成度で判断するものとし、定量評価の評価指標としては、担当部門における連結売上高、連結営業利益額及び連結営業利益率の予算達成度及び前年度比改善度を採用しています。

当該事業年度における業績連動報酬に係る全社業績の評価指標、実績、前年度改善度(いずれも連結ベース)は、次のとおりです。

全社業績の評価指標	2022年3月期実績	前年度比改善度
連結売上高	83,734百万円	5,037百万円
連結営業利益額	5,337百万円	2,475百万円
連結営業利益率	6.37%	2.73%

④ 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)の内容

譲渡制限付株式報酬は、2019年度に、役員報酬制度の見直しの一環として導入した報酬制度で、当社の取締役、執行役員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬債権を支給するものです。当該報酬は、原則として毎年7月に支給されます。なお、当該譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、株式数の上限を年50千株以内と定めております。

その交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」(5)に記載のとおりです。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役(執行役員も同様です)の報酬に関する基本方針は、指名・報酬委員会の答申に基づき、2021年2月5日開催の取締役会にて審議、決定しております。

B. 決定方針の内容の概要

(イ)当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の基本方針は、次のとおりです。

- (i)取締役にとって各年の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブになるとともに、取締役に中期経営計画の達成等を通じた中長期に亘る企業価値の持続的向上を十分に意識づける報酬構成とする
- (ii)当社の取締役任命基準を満たす能力、適性を有する優秀人材を役員として確保するために、同規模・同業種の企業と比較して、十分に競争力のある報酬水準とする
- (iii)透明性が高く、公平かつ公正な評価を実現しうる報酬制度とする

(ロ)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(i)社外取締役を除く取締役の個人別の報酬

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成されます。また、退職時に慰労金は支給されません。各報酬の内容及び額又は算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)の概要は、以下のとおりです。

(a)固定報酬

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として毎月金銭で支払うものとし、外部調査機関の調査結果を参考にした指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が、役員毎の報酬表を「役員報酬内規」に定めております。

(b)業績連動報酬

上記③をご参照ください。なお、業績連動報酬は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「役員報酬内規」に定めた算定方法に従って具体的な報酬金額が算出され、取締役会にて決議します。

(c)譲渡制限付株式報酬

上記④をご参照ください。なお、譲渡制限付株式報酬として付与する金銭報酬債権の額は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた役員ごとの金額表及び取扱規程に基づき算出され、取締役会にて決議します。また、付与株式数については、「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた期日の東京証券取引所における当社株式の終値及び取扱規程を基礎に算出され、取締役会にて決議します。

(ii)社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各社外取締役の報酬額は株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬は、固定報酬のみとし、各監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、監査役会の決議により決定しております。

(ハ) 報酬水準

当社の取締役、執行役員及び監査役の報酬水準については、指名・報酬委員会において、毎年外部調査機関による役員報酬調査結果を参考に、当社と規模、業種等の類似する企業の水準を確認し、また、当社の業績等も勘案して、適切かつ妥当な水準かを審議・検討しております。

(二) 報酬の構成割合

報酬の構成は、上記(ロ)に記載のとおりですが、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考として、業績連動報酬の目標を100%達成した場合において、報酬の構成割合が、概ね 固定報酬:業績連動報酬:譲渡制限付株式報酬=70:10:20(年換算)となるように設定しております。なお、経営の監督機能を担う社外取締役及び監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うために独立性を確保する必要があることから、業績連動報酬は採用せず、固定報酬のみとしております。

(ホ) 報酬ガバナンスについて

(i) 任意の指名・報酬委員会

当社は、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております(2018年12月設置)。同委員会は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成等について、取締役会に答申します。また、取締役の個別報酬額の算定に係る業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役に助言します。取締役会は、同委員会の答申及び助言に基づき、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成割合及び取締役の個別報酬額等を決定します。

(ii) 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会決議により3名の社外取締役と2名の社内取締役の計5名で構成され、委員長は社外取締役が務めています。同委員会の構成は次のとおりです。

	氏 名				役 位
委員長	中	尾	正	孝	社外取締役
委員	豊	島	ひ	ろ 江	社外取締役
委員	池	田	剛	久	社外取締役
委員	石	切	山	靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員
委員	小	林	武	史	代表取締役兼専務執行役員

C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が委員長を務める中立的な指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況(出席回数)	主な活動状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
中尾正孝	取締役会 14/14回 指名・報酬委員会 5/5回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会において委員長を務めるとともに、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べ、委員会としての助言・提言をとりまとめています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
豊島ひろ江	取締役会 14/14回 指名・報酬委員会 5/5回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
池田剛久	取締役会 14/14回 指名・報酬委員会 5/5回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
手島恒明	取締役会 14/14回 監査役会 13/13回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
松浦一悦	取締役会 11/11回 監査役会 9/9回 S.C.R.委員会 3/3回	取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は14回、監査役会の開催回数は13回、指名・報酬委員会の開催回数は5回、S.C.R.委員会(サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会の略称です。旧CSR推進・リスク管理委員会としての活動も含みます。)の開催回数は4回であります。なお、松浦一悦氏の取締役会等の出席状況は、2022年6月24日の就任後に開催された回数のみを対象としています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、同法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 65百万円 |
| ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | －百万円 |
| ③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65百万円 |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

④監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の決定に同意しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.、韓国ニッタムアー株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針（以下、「本方針」とします。）を定め、本方針に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ会社」とします。）から成る企業集団（以下、「当社グループ」とします。）の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備、運用しております。

① 取締役並びに従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの全ての役員（取締役・執行役員・監査役のことをいいます。）及び全ての従業員（パートタイマー・契約社員・派遣社員を含みます。）（以下、あわせて「当社グループ役職員」とします。）の法令等を遵守した行動の徹底のために「NITTAグループ行動憲章」を定めております。
- ・当社グループのコンプライアンスを統括する機関として、取締役、監査役、事業部長等が出席する「コンプライアンス推進委員会」を定期的開催し、グループ全体のコンプライアンス推進に係る重要な事項について審議し、取締役会に定期的に報告しております。
- ・「コンプライアンス推進委員会」内に「コンプライアンス推進部会」を設け、当社グループ役職員への教育・研修を推進しております。
- ・不祥事の未然防止や早期発見を目的に、経営陣から独立した内部通報制度を設け、運用しております。
- ・適正な財務報告を確保するための体制を構築し、運用しております。
- ・当社内部監査部門が定期的に当社グループの全社統制監査を実施し、当社監査役に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び事業運営上の重要事項に関する稟議決裁書類は、文書で記録し、10年間保存しております。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができます。
- ・その他、取締役の職務に関する各種の文書、帳票類等については適用される法令及び社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理しております。
- ・情報セキュリティについては、「情報セキュリティ方針」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、管理責任体制を整備しております。
- ・個人情報について、法令及び「個人情報管理方針」、「個人情報管理規程」に基づき適切に管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループのリスク管理を統括する機関として、取締役、監査役、事業部長等が出席する「リスク管理委員会」及び「サステナビリティ推進委員会」を定期的開催し、グループ全体のリスク管理及び気候変動等サステナビリティ推進に係る重要な事項について審議し、取締役会に定期的に報告しております。
- ・当社グループ全体のリスク管理業務を担当する機関として、「リスク管理委員会」内に「リスク管理部会」を設置しております。「リスク管理部会」は、当社グループとしてのリスクの把握及び対策を推進するため、当社事業部門及びグループ会社に対してリスク管理に関する指導・支援を実施しております。

- ・気候変動等サステナビリティに関連するリスク管理業務を担当する機関として、「サステナビリティ推進委員会」内に「サステナビリティ推進部会」を設置しております。「サステナビリティ推進部会」は、当社グループとしてのサステナビリティに関連するリスクの把握及び対策を推進するため、当社事業部門及びグループ会社に対してサステナビリティ推進に関する指導・支援を実施しております。
 - ・当社コーポレート部門は、所管する業務に関するリスクの把握に努め、当社グループの経営に影響を及ぼす影響を想定した上で、対応方針の策定及び対策を実施するなど、リスク管理を適切に実施しております。
 - ・「品質・環境・労働安全衛生方針」に基づき、事業活動における品質・環境・労働安全衛生の継続的改善に取り組んでおります。
 - ・重大な損害を及ぼす恐れのある事故その他の事象が発生した場合には、初動対応を指揮命令する機関として、「危機管理本部」をすみやかに設置し、損害の拡大あるいは事業が継続できなくなるリスクに対応します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社グループにおける各職位の権限及び責任の範囲については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」並びに「関係会社管理規程」により適切に定め、効率的に職務執行する体制を確保しております。
 - ・取締役会の意思決定の迅速化とリスク管理のため、重要事項は、常勤役員で構成される経営会議で事前に協議・検討した後、取締役会で審議を行います。
 - ・執行役員制度の下、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を行い、効率的な業務執行を図っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループは、関係法令及び「NITTAグループ行動憲章」等に基づいて、公正な取引、企業倫理、環境保全、並びにサステナビリティとコンプライアンスの推進活動を行っております。
 - ・当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門を定め、管理・助言・指導を行うとともに、経営上必要な事項に関しては、主管部門を通じて当社に対する定期的な報告を義務づけております。また、当社グループ会社の事業運営に関する重要な事項については、「関係会社管理規程」において、当社の承認を要することとし、当社の経営会議あるいは取締役会での審議・承認を義務づけております。
 - ・以下の事項について、担当部署を定め、当社と当社グループ会社で協力あるいは当社が支援することにより実施しております。
 - a. コンプライアンス教育
 - b. グループ安全衛生委員会運営を通じた労働安全衛生の推進
 - c. ISOの新規取得・更新審査対応、規定の見直し
 - d. グループ総合防災訓練を通じた非常事態発生時の報告体制等の徹底やBCPIに関する指導
 - e. 当社内部監査部門によるグループ会社の内部監査・是正指導
- ⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社監査役は、取締役会、経営会議、業況報告会、及び各種社内委員会等の重要会議に出席し、取締役の説明、報告内容を確認するとともに、意見を述べることができます。

- ・当社監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・当社監査役は、会計監査人から定期的に監査実施状況等について報告を受け、意見交換を行っております。
 - ・当社監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況等について報告を受け、意見交換を行っております。
 - ・当社監査役は、当社グループ会社監査役から定期的にグループ会社における監査実施状況等について報告を受け、意見交換を行っております。
 - ・当社監査役は、監査機能を担う者として期待される役割を適切に果たすため、監査品質の向上に向けた自己研鑽に努めます。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社監査役の職務を補助する組織を設け、監査役会の主導で職務を遂行する専属の従業員を置いております。また、内部監査担当者をはじめ、社内関係者により協力を行っております。
- ⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・前項の従業員の取締役からの独立性及び当社監査役の指示の実効性を確保するため、当該従業員の任命、異動に関しては、事前に当社監査役会と協議しております。
- ⑨ 当社グループの取締役及び従業員等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの役職員が当社グループ監査役に報告すべき事項は、法令及び定款その他の社内規程に定められた事項としております。
 - ・当社グループは、上記①に定める内部通報制度の一次窓口を外部第三者機関に委託し、二次窓口は社外取締役並びに当社監査役として一次窓口から報告を受け取っております。
 - ・当社グループは、法令及び「NITTAグループホットライン規程」に基づき、通報したことを理由として、通報者に対して不利な取扱いを禁止するとともに、通報対応業務及び調査に従事する者に対して、通報者等を特定させる情報についての守秘義務を課し、これを徹底しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社監査役が監査役としての職務を執行するために生ずる合理的な費用を請求した場合、会社は遅滞なく全額を支払うものと定めております。
 - ・当社監査役が上記⑥に定める自己研鑽のために生ずる合理的な費用を支出した場合、会社はこれを負担します。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制の整備
- ・当社は、反社会的勢力排除に向け、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人には法令に基づき毅然として対処します。その旨を「NITTAグループ行動憲章」及び「反社会的勢力対応規程」に定め、役職員にこれらを周知徹底し、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないと定めております。
 - ・反社会的勢力による不当・不法な要求等に関しては、警察・暴力追放センター等外部の関連機関と緊密に連携を図り、全社を挙げて組織的に対処します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)①及び⑤の体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの不断の見直しによって、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)の整備・強化に取り組んでおります。

当社グループの内部統制システムの整備並びに運用状況の有効性を当社の内部監査部門がモニタリングしてこれを評価し、改善を図っております。

② コンプライアンス

当社は、「NITTAグループ行動憲章」を制定し、コンプライアンスについて、社内研修やeラーニングでの教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを定期的に行っております。

また、当社は前述のとおり、「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス並びに環境・安全・衛生等に関する事項について討議・検討を行っております。当期は、同委員会を4回開催しました。更に、「コンプライアンス推進部会」を設置して定期的を開催し、コンプライアンスの推進等に関する取組みを企画・実施しています。

また、当社グループ内の不正行為等の未然防止や早期発見を目的とした内部通報制度(NITTAグループホットライン)を設け、運営しております。

③ リスク管理体制

当社は、前述のとおり、「リスク管理委員会」を設置し、同委員会において災害・事故への対応やリスク管理についても討議・検討を行っております。当期は、同委員会を4回開催しました。更に、「リスク管理部会」を設置して定期的を開催し、リスクの把握及び回避・防止に取り組んでおります。

また、気候変動等サステナビリティに関連するリスク管理体制としては、前述のとおり、「サステナビリティ推進委員会」を設置し、同委員会においてサステナビリティに関連するグループ全体のリスクについて討議・検討を行っております。当期は、同委員会を4回開催しました。更に、「サステナビリティ推進部会」を設置して定期的を開催し、リスクの把握及び対策に取り組んでおります。

④ 内部監査

当社の内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

内部監査の結果については、定期的に当社監査役と連携を図りながら、社外取締役並びに社外監査役が出席する「コンプライアンス推進委員会」において、取締役及び監査役に報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容及びその取組み(概要)

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営指針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、当社株式の大規模な買付行為がなされた場合において、これを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであるという考えから、2007年6月26日開催の第78期定時株主総会において、買収防衛策の導入は株主総会の決議で定めることができるとする定款変更を行いました。また、同時に買収防衛策の内容についても株主の皆様にお諮りし、ご承認いただいております。また、本買収防衛策の有効期間は2年間としておりましたので、2009年6月25日開催の第80期定時株主総会において、同内容の買収防衛策の有効期間を3年に変更した上で、2012年6月26日開催の第83期定時株主総会、2015年6月24日開催の第86期定時株主総会、2018年6月22日開催の第89期定時株主総会及び2021年6月24日開催の第92期定時株主総会において承認を得て継続しております。

なお、その概要は次のとおりであります。

議決権割合が20%以上となるような当社株式の大規模買付行為を行おうとする者(当社取締役会が同意した者を除く)に対し、(1)事前に大規模買付者の概要、買付目的、買付価格の根拠及び経営方針などに関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提出すること、(2)当社取締役会による当該大規模買付行為に対する評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきであること、とするルールを設定し、このルールが遵守されない場合には、株主利益の保護のため、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う可能性があることといたしました。

また、大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、前記の対抗措置をとることもあるとしております。

なお、公正を期するため、大規模買付行為に対して、取締役会が講じる措置の是非を検討し、取締役会に勧告する機関として、当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者による独立委員会を設置しております。

② 具体的な取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第94期 (2023年3月31日現在)	第93期(ご参考) (2022年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	84,024	79,343
現金及び預金	33,648	29,909
受取手形及び売掛金	18,357	20,272
電子記録債権	9,765	9,289
有価証券	5,499	5,500
棚卸資産	14,119	11,575
その他	2,706	2,822
貸倒引当金	△72	△26
固定資産	74,360	68,107
有形固定資産	25,952	23,931
建物及び構築物	13,262	12,240
機械装置及び運搬具	5,647	5,908
工具器具及び備品	927	908
土地	3,747	3,263
リース資産	1,082	943
建設仮勘定	1,158	562
その他	127	103
無形固定資産	784	949
ソフトウェア	415	443
のれん	311	446
その他	58	59
投資その他の資産	47,623	43,226
投資有価証券	45,069	41,048
長期貸付金	12	13
退職給付に係る資産	1,181	959
繰延税金資産	727	538
その他	637	672
貸倒引当金	△5	△5
資産合計	158,385	147,450

科目	第94期 (2023年3月31日現在)	第93期(ご参考) (2022年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	22,484	22,154
支払手形及び買掛金	7,090	11,886
電子記録債務	8,807	3,845
短期借入金	—	57
未払法人税等	657	940
賞与引当金	1,126	1,137
その他	4,803	4,288
固定負債	6,450	6,081
長期借入金	540	804
繰延税金負債	1,753	1,411
退職給付に係る負債	2,268	2,024
その他	1,888	1,840
負債合計	28,935	28,235
純資産の部		
株主資本	120,523	114,230
資本金	8,060	8,060
資本剰余金	7,098	7,081
利益剰余金	110,972	103,396
自己株式	△5,608	△4,308
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,501	2,840
為替換算調整勘定	4,760	1,172
退職給付に係る調整累計額	△31	213
その他の包括利益累計額合計	8,230	4,226
非支配株主持分	696	758
純資産合計	129,450	119,214
負債及び純資産合計	158,385	147,450

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第94期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第93期(ご参考) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	88,000	83,734
売上原価	65,536	61,544
売上総利益	22,463	22,189
販売費及び一般管理費	17,473	16,852
営業利益	4,989	5,337
営業外収益	8,251	8,115
受取利息	117	87
受取配当金	262	212
業務代行収入	166	154
持分法による投資利益	6,894	7,271
為替差益	518	209
貸倒引当金戻入額	—	1
その他	291	177
営業外費用	340	258
支払利息	49	47
業務代行費用	150	144
その他	141	67
経常利益	12,900	13,193
特別利益	10	86
固定資産売却益	6	6
固定資産受贈益	—	61
投資有価証券売却益	4	18
特別損失	79	510
固定資産売却・除却損	26	103
減損損失	38	396
その他	14	10
税金等調整前当期純利益	12,831	12,769
法人税、住民税及び事業税	1,915	2,051
法人税等調整額	△6	160
当期純利益	10,923	10,557
非支配株主に帰属する当期純利益	69	68
親会社株主に帰属する当期純利益	10,853	10,489

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第94期 (2023年3月31日現在)	第93期(ご参考) (2022年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	55,050	52,431
現金及び預金	17,705	15,763
受取手形	649	1,731
電子記録債権	8,541	7,489
売掛金	10,757	11,260
有価証券	5,499	5,500
商品及び製品	3,785	3,015
仕掛品	101	101
原材料及び貯蔵品	1,548	1,316
前払費用	141	127
その他	6,337	6,133
貸倒引当金	△17	△7
固定資産	52,788	49,696
有形固定資産	15,700	13,783
建物	8,476	7,612
構築物	407	332
機械装置	2,599	2,677
車両運搬具	8	12
工具器具備品	569	504
土地	2,382	1,968
建設仮勘定	1,019	467
その他	237	208
無形固定資産	236	230
ソフトウェア	211	201
その他	25	28
投資その他の資産	36,850	35,682
投資有価証券	14,248	12,951
関係会社株式	14,080	14,080
関係会社出資金	6,022	6,022
関係会社長期貸付金	1,239	1,339
長期前払費用	31	57
前払年金費用	1,181	959
繰延税金資産	—	220
その他	50	55
貸倒引当金	△5	△5
資産合計	107,838	102,127

科目	第94期 (2023年3月31日現在)	第93期(ご参考) (2022年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	14,952	14,767
電子記録債務	6,369	1,939
買掛金	5,270	9,497
短期借入金	400	400
未払金	958	838
未払費用	189	234
未払法人税等	146	447
預り金	264	176
賞与引当金	891	918
設備関係支払手形	302	190
その他	159	124
固定負債	2,615	2,828
長期借入金	540	804
退職給付引当金	906	1,012
繰延税金負債	163	—
その他	1,004	1,011
負債合計	17,568	17,595
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,060	8,060
資本剰余金		
資本準備金	7,608	7,608
その他資本剰余金	512	494
資本剰余金合計	8,120	8,103
利益剰余金		
利益準備金	503	503
その他利益剰余金		
圧縮積立金	75	78
別途積立金	12,900	12,900
繰越利益剰余金	62,737	56,385
利益剰余金合計	76,216	69,867
自己株式	△5,608	△4,308
株主資本合計	86,789	81,723
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,480	2,809
評価・換算差額等合計	3,480	2,809
純資産合計	90,270	84,532
負債及び純資産合計	107,838	102,127

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第94期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第93期(ご参考) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	46,921	45,794
売上原価	35,894	33,792
売上総利益	11,026	12,001
販売費及び一般管理費	8,874	8,725
営業利益	2,151	3,275
営業外収益	8,728	5,536
受取利息	54	50
受取配当金	8,319	5,266
業務代行収入	166	154
その他	188	64
営業外費用	264	154
支払利息	8	7
業務代行費用	150	144
その他	105	2
経常利益	10,616	8,657
特別利益	4	18
投資有価証券売却益	4	18
その他	0	—
特別損失	11	375
固定資産売却・除却損	8	39
減損損失	—	335
投資有価証券売却損	2	—
税引前当期純利益	10,610	8,300
法人税、住民税及び事業税	894	1,150
法人税等調整額	89	△81
当期純利益	9,626	7,231

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

ニッタ株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッタ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

ニッタ株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッタ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日
ニッタ株式会社 監査役会

常勤監査役 藤田 浩 治 (印)

常勤監査役 赤井 順 一 (印)

社外監査役 手島 恒 明 (印)

社外監査役 松浦 一 悦 (印)

以上

株主優待制度のご案内

当社は、株主優待制度を実施しております。また、当社株式を長期間保有いただいている株皆様のご支援にお応えするべく長期保有株主向け優待制度を設けております。

なお、優待の内容につきましては、株主通信及び当社HP等でご案内のとおり、2023年3月末を基準日とする株主優待制度よりその一部を変更させていただいております。^(※1)

対象株主

毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様
 ※優待品が乳製品のため、発送時期は夏期を避けて11月頃となります。

優待内容

グループ会社製品及び北海道の特産品

株主優待制度

①保有期間3年以上^{※2}の株主様

100株以上200株未満：1,200円相当

200株以上：3,000円相当

1,000株以上：6,000円相当

②保有期間3年未満の株主様

200株以上：1,200円相当

1,000株以上：3,000円相当

※1：優待制度の一部変更箇所を下線で表示しています。

※2：保有期間3年以上とは、毎年3月31日及び9月30日の株主名簿に、同一の株主番号で7回以上連続して1単元(100株)以上の保有記録が記載されていることを言います。

※3：優待内容につきましては、予告なく変更されることがあります。あらかじめご了承ください。



優待品例 (6,000円相当)

株主総会会場ご案内略図

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

当社 本社 11階会議室

電話(06)6563-1211(代)

○当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。
○当日の受付時間は、午前9時からとなっております。



アクセス

- J R・大阪環状線「大正駅」……………改札口から東へ徒歩約6分
- 地下鉄・長堀鶴見緑地線「大正駅」……………4番出口から東へ徒歩約5分
- 地下鉄・千日前線「桜川駅」……………4番出口から西へ徒歩約7分
- 阪神・阪神なんば線「桜川駅」……………1番出口から西へ徒歩約5分
- 南海・汐見橋線「汐見橋駅」……………改札口から西へ徒歩約5分



ニッタ株式会社

<https://www.nitta.co.jp/>

この報告書は、FSC®認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用しています。

